

あたり近きにある宮がたの古女房の住ておはしけるが、雨夜のつれづれなるになぞ／＼を  
かけて興じ給ふ、椿葉落て露となるとかけて、雪ととく、椿葉落てとは、はの言を除く也、露とな  
るとは、つばきのつをゆに置かふに也、さてゆきとはなりぬ、これにつきて、かの兼好の書給ふ  
つれづれ、草の中に、馬のきつりやうきつにの岡中くばれいりぐれんどうといふことの、わき  
がたきにも、のしりの大納言殿もまけになりて、負わざいかめしうせられしといふこと、見ゆ  
るが、心にうかびてかうがへ見るに、馬のきつは馬といふ言のく也、りやうきつにのをか、中く  
ばれいりとは、りとかと上しもの二文字をのこして、中の七文字をのくるを、中くばれいりと  
はいひまぎらはしたるなり、ぐれんどうは顛倒にて、残れるりかの二文字をさかしまによみ、  
雁になるなぞ／＼とはとけたり、さしも深くいひかすめて興せしむかしの風流なるべしと  
いへり、おのれおもふに、此うちれいりの三もじはいひまぎらはしたるとはいへど、猶いかに  
ともおもはるゝものから、かりと判するは、おもしろし。

〔宣胤卿記〕文明十三年二月二日丁未、參内番也、今日請取菅原和長、第二葉室前大納言、次余、次西川  
前宰相忠顯朝臣番代、次右衛門督等所參也、宿同前、但葉前大不歸參、勸修寺中納言爲代參之、近臣源大納  
言侍從中納言滋野井前宰相中將言國朝臣元長等參會、有一獻云々、番衆所同被下天酒、又以元長  
被仰下云、なぞ／＼當座各令新作、可申入云々、乍迷惑加思案、則申入候、有叡感、又有製作、被尋下、各  
解申之、余殊有御感、小折三合被下也、可謂面目祝著也、注左、

一 殿上の下侍のうへにをくすゞりみうしなひぬ、當時番衆所下石上セキノヂ於御前各ときかれけるを、  
親王御方御ときありと云

云、下侍よく置侍り、ことにはりおも  
し、ろく思食よし、ことに有叡感、

一 のなかの雪 西川前宰相進之、但右衛門督作之、

ゆの木